



岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 / 日

岐阜市長

柴橋 正直

岐阜市条例第 3 / 号

岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例  
(岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(職員) 第37条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を</u>	(職員) 第37条 (略) 2 (略)

有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第6条若しくは第7条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

第8条 前2条の規定を適用するときは、保育士（第37条第3項、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないとした場合の第37条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

第9条 第37条第3項及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

第8条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第37条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

（岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び追加表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(学級の編制の基準)		(学級の編制の基準)	
第4条 (略)		第4条 (略)	
2	1学級の園児数は、 <u>30人以下</u> を原則とする。	2	1学級の園児数は、 <u>35人以下</u> を原則とする。
3	(略)	3	(略)
(職員の数等)		(職員の数等)	
第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、 <u>主務保育教諭</u> 又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。		第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。	
2	(略)	2	(略)
3	幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員 <span style="text-decoration: underline;">の</span> 数は、常時2人を下回ってはならない。	3	幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員 <span style="text-decoration: underline;">の</span> 数は、常時2人を下回ってはならない。
	(略)		(略)
備考		備考	
1	この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147	1	この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147

号) 第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第6条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2~4 (略)

5 第1項に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等

号) 第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第6条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2~4 (略)

は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 4 (略)
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
- (1) (略)
- (2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) (略)

(学校教育法施行規則の準用)

第12条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第13条 福祉施設条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第17条第2項、第19条から第21条まで、第35条第8号、第36条(後段を除く。)並びに第40条の規定は、幼保連携

- 4 (略)
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
- (1) (略)
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) (略)

(学校教育法施行規則の準用)

第12条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第13条 福祉施設条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第17条第2項、第19条から第21条まで、第35条第8号、第36条(後段を除く。)並びに第40条の規定は、幼保連携

型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)	(略)	(略)

2 福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認

型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)	(略)	(略)

2 福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認

められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

#### 附 則

第6条 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

#### 附 則

第6条 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第9条 第5条第3項の表備考第5項及び前3条の規定により同表備考第1項に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第10条 第5条第3項の表備考第5項及び附則第8条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者（同表備考第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第9条 前3条の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

（岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）  
 第3条 岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岐阜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(学級の編制)	(学級の編制)
第5条 認定こども園の満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用	第5条 認定こども園の満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利

用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、学級を編制しなければならない。この場合において、1学級の子ども数は、原則として30人以下でなければならない。

（職員の資格）

第7条 （略）

2～4 （略）

5 第1項、第2項及び第4項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士登録証を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって

用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、学級を編制しなければならない。この場合において、1学級の子ども数は、原則として35人以下でなければならない。

（職員の資格）

第7条 （略）

2～4 （略）

は、保育士登録証を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1・2 (略)

3 第7条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

4～6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第6条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

第7条第5項	第7条第1項の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者	特定理学療法士等
附則第3項	第7条第1項及び第4項	幼稚園の教員免許状又

附 則

1・2 (略)

3 第7条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

4～6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第6条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第7条第1項及び第4項	幼稚園の教員免許状又

	(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者	は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者		(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士登録証を有する者	は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>8 <u>第7条第5項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録証を有する者（同条第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>					

(岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年岐阜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びにこの条例による改正後の岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「設備運営基準条例」という。）第37条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びにこの条例による改正前の岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びに設備運営基準

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びに岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びに岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

条例第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項並びにこの条例による改正前の岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

5 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、幼保連携型認定こども園基準条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

6 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（次項において「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園基準条例」という。）第6条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

7 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、幼保連携型認定こども園以外の認

4 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第1項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第1項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

定こども園基準条例第6条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第6条第1項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第2条の規定による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における1学級の子どもの数については、第3条の規定による改正後の岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。